

第 52 回全国林業後継者大会岡山県実行委員会  
設立総会及び第 1 回総会

日時：令和 4 年 12 月 23 日（金）15:10～16:00  
場所：津山市役所東庁舎 3 階 E 302 会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 設立総会

第 52 回全国林業後継者大会岡山県実行委員会の設立について 資料 1 ～ 2

(2) 第 1 回総会

【第 1 号議案】第 52 回全国林業後継者大会概要（案）について 資料 3

【第 2 号議案】令和 4 年度事業計画（案）について 資料 4

【第 3 号議案】今後のスケジュール（案）について 資料 5

4 その他

5 閉会

第 52 回全国林業後継者大会岡山県実行委員会  
設立総会及び第 1 回総会 出席者名簿

1 出席者

所属	役職	氏名	代理人
岡山県林業研究グループ連絡協議会	会長	三木 敬臣	
岡山県森林組合連合会	代表理事専務	池田 稔	
岡山県木材組合連合会	専務理事	矢田貝 茂	
岡山県山林種苗協同組合	事務局長	山下 秀喜	
岡山県林業改良普及協会	常務理事	池田 稔	
津山市	農林部長	中川 竜二	
岡山県農林水産部林政課	課長	石原 匡師	
岡山県美作県民局	森林企画課長	田中 敏樹	

2 オブザーバー

所属	役職	氏名	備考
岡山県環境文化部自然環境課全国植樹祭推進室	室長	山田 威夫	

3 事務局

所属	役職	氏名	備考
岡山県農林水産部林政課普及指導班	総括参事	大西 俊和	
〃	副参事	山本 勝範	

## 第 52 回全国林業後継者大会岡山県実行委員会設立趣旨

戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源を循環利用し、再造林や間伐等の適切な森林整備を通じて、先人たちが守ってきた豊かな森林を次世代へ継承していくことが急務となっています。

こうした中、令和 6 年春に「第 52 回全国林業後継者大会」を本県で開催することは、森林・林業の重要性や林業の魅力を全国に発信する絶好の機会になるとともに、次代の本県林業を担う人材の確保・育成につながるものと期待されます。

この大会を、本県の林業関係者にとって有意義な大会として成功させるため、林業関係団体をはじめ県及び市町村の参画のもと、万全な開催準備及び大会運営を推進する「第 52 回全国林業後継者大会岡山県実行委員会」を設立します。

令和 4 年 12 月 23 日

## 第 52 回全国林業後継者大会岡山県実行委員会会則（案）

### 第 1 章 総則

#### （名称）

第 1 条 この会は、第 52 回全国林業後継者大会岡山県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

#### （目的）

第 2 条 実行委員会は、「第 52 回全国林業後継者大会（以下「大会」という。）の円滑な開催準備及び大会運営を行うことを目的とする。

#### （事業）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）大会の開催に必要な企画及び準備に関する事。
- （2）関係機関及び団体との連絡調整等に関する事。
- （3）大会の運営に関する事。
- （4）大会の予算及び決算に関する事。
- （5）その他目的を達成するために必要な事業に関する事。

### 第 2 章 組織

#### （構成）

第 4 条 実行委員会は、会長、副会長、委員及び監事（以下「委員等」という。）で構成する。

2 委員等は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

#### （委員等の職務）

第 5 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、会長のあらかじめ定める順序により、その職務を代理する。

3 委員は、この会則に従い議事を審議する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

#### （委員等の任期）

第 6 条 委員等の任期は、第 14 条の規定により実行委員会が解散する日までとする。

#### （委員等の報酬及び旅費）

第 7 条 委員等への報酬は支給しないものとする。

- 2 委員等が、総会に出席した場合及び実行委員会の依頼に応じて旅行した場合には、岡山県の職員の例に準じて旅費を支給するものとする。

### 第3章 総会

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 大会の企画、準備及び運営の基本事項に関すること。
- (3) 事業計画、予算及び決算に関すること。
- (4) その他大会の開催に関し重要な事項に関すること。

3 総会は、委員等の過半数の出席がなければ、開会し議決することができない。ただし、総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任することができる。

4 総会の議事は、出席した委員等（代理人にその権限を委任した者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者（以下「オブザーバー」という。）の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

第9条 会長は、緊急を要し総会を招集するいとまがないと認めるときは、前条第2項各号に掲げる事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

### 第4章 事務局

(事務局)

第10条 実行委員会の事務を処理するため、第52回全国林業後継者大会岡山県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を岡山県農林水産部林政課内に置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局職員を置く。

3 事務局長は、岡山県農林水産部林政課普及指導班長をもって充てる。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が別に定める。

### 第5章 会計

(経費)

第11条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第12条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、事務局長が作成し、総会の議決を得なければならない。これを補正する場合も同様とする。

2 実行委員会の事業報告及び収支決算は、事務局長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第13条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計処理に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、岡山県の会計規則等に準ずるものとする。

## 第6章 解散

(解散)

第14条 実行委員会は、第2条の目的が達成され事業報告を行った後に解散する。

2 実行委員会が解散する場合において有する残余財産は、岡山県に帰属するものとする。

## 第7章 補則

(補則)

第15条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

1 この会則は、令和4年12月 日から施行する。

別表（第4条関係）

委員等	所 属	職 名
会 長	岡山県林業研究グループ連絡協議会	会 長
副会長	津山市農林部	部 長
委 員	岡山県森林組合連合会	代表理事専務
委 員	岡山県木材組合連合会	専務理事
委 員	岡山県林業改良普及協会	常務理事
委 員	岡山県農林水産部林政課	課 長
委 員	岡山県美作県民局森林企画課	課 長
監 事	岡山県山林種苗協同組合	事務局長

## 第52回全国林業後継者大会概要（案）について

### 1 開催目的

この大会は、第74回全国植樹祭関連行事として、全国の森林・林業関係者が一堂に会し、林業の振興と森づくりの重要性について意見を交わし、林業を担う人たちが希望や誇りをもって働き続けられる林業の魅力を全国に発信することを目的に開催する。

### 2 大会テーマ

（※第2回実行委員会において決定予定）

### 3 開催日

第74回全国植樹祭の前日（令和6年春）

（※令和5年8月頃決定予定）

### 4 開催地

津山市

### 5 主催

全国林業研究グループ連絡協議会、岡山県林業研究グループ連絡協議会、岡山県、津山市

### 6 後援

林野庁、（一社）全国林業改良普及協会、（公社）大日本山林会

### 7 参加者

林野庁長官、近畿中国森林管理局長、岡山県副知事、津山市長、県内外の森林・林業関係者等

### 8 開催内容

(1) 後継者大会 13:30～16:30

ア オープニング

イ 開会式典

ウ 活動発表

エ パネルディスカッション

オ 閉会式典（大会宣言）

(2) 交歓の夕べ 17:30～19:00

### 9 開催規模

(1) 後継者大会 約400名（県外150名、県内200名、スタッフ50名）

(2) 交歓の夕べ 約200名（県外150名、県内50名）

### 10 その他

大会記念品を参加者に配布

## 令和4年度事業計画（案）について

### 令和4年度事業計画（素）

#### 1 総会

- (1) 実行委員会設立総会及び第1回総会

日 時：令和4年12月23日（金）

場 所：津山市内

内 容：実行委員会の設立、大会概要、令和4年度事業計画、今後のスケジュール等の承認

#### 2 事業

- (1) 基本計画（案）の作成

大会の基本的事項（大会テーマ、大会計画、招待・参加者計画、広報計画等）を定める基本計画（案）を作成

- (2) 広報活動の実施

事務局（林政課）のホームページ内に専用ページを開設し、開催に向けた様々な情報を発信

- (3) 情報収集の実施

先催県や関係機関・団体と連絡調整し、大会の企画及び準備に必要な各種情報の収集

